立体構造パイプライン利用誓約書
（成果占有利用）

（基本方針）
１．立体構造パイプラインを利用して行う利用課題は、平和目的に限定し、利用実験を安全に実施するとともに、他の利用研究者等との良好な関係を確保すること。このため、関係法令、国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。）の規程及び各種手続き等を遵守すること。また、理研が行う安全及び管理のための指示に従うこと。

（施設使用料の徴収）
２．立体構造パイプラインの利用に伴い使用した研究施設、通信設備その他のサービスに係わる経費を理研からの請求に従い支払うこと。

（立体構造パイプライン利用による損害）
３．立体構造パイプラインで得られた情報や試料の利用や予定変更等に伴って損害が生じた場合、理研の故意又は重大な過失がない限り、理研に対していかなる賠償請求を行わないこと。

（利用終了届）
４．適宜、理研が指定する期日までに所定の「利用終了届」を提出すること。

（利用報告書）
５．実験期間の終了後、理研が指定する期日までに所定の「利用報告書」を提出すること。また、利用報告書の印刷、発行、統計処理及び理研の発行物等の編集に必要な加工を理研が自由に行うことに同意すること。

（立体構造パイプライン利用料）
６．理研は、提出された「利用終了届」を基に利用内容等を確定し、実験責任者が使用料支払の同意を得た者に対して、請求する。請求をされた者は、請求された金額を請求日から 90 日以内に理研が指定する銀行口座に振り込むこと。振り込み手数料は振り込み者の負担とすること。

（利用研究成果）
７．利用研究成果は利用者に属する。ただし、立体構造パイプラインを利用した成果の内容を含む科学技術論文、書籍等の公知となる印刷物には「理研立体構造パイプラインを利用した結果である。」ことを記述するとともに、その印刷物（1 部）を提出し、所定の連絡をすること。また、利用研究成果の内容を含むプレスリリース等の際には、利用施設に公表後、速やかに連絡すること。さらに、理研が行う利用後のフォローアップ調査等に協力すること。

（特許等）
８．立体構造パイプラインを利用した成果に属する発明又は考案について、特許又は実用新案を出願した場合には、公開後速やかに特許出願番号等を理研に報告すること。

（反社会的勢力への対応）
９．現在並びに将来にわたって、暴力団その他反社会的勢力ではないこと及び反社会的勢力と関係を持たないこと。

（使用の停止）

見本

１０．この誓約書に規定する事項を守らなかった場合、理研に提出する書類に虚偽の記載があることが判明した場合、もしくは、立体構造パイプラインの運営に支障をきたすと理研が判断した場合は、理研が行う使用停止等の指示に従うこと。

（紛争処理）

１１．この誓約書について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ると共に日本国の法律に基づき理研横浜事業所の所在地の裁判所において解決すること。

以上

年　　月　　日

当該利用期間に立体構造パイプラインを利用するにあたり、上記事項を確認し、誠実に履行することを誓約します。

立体構造パイプライン利用機関名：
（所在地：　　）

実施責任者氏名：
（所属・役職：　　）

記入不要